○国土交通省告示第二百八十五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十項第二号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

「附則第七条第八項第二号」を「附則第七条第十項第二号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十二項第六号、同令第二十六条の四第七項及び同条第十八項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

「第二十六条第二十一項第六号」を「第二十六条第二十二項第六号」に、「第二十六条第二十二項の規定により読み替えられた同条第二十一項第六号」を「第二十六条第二十三項の規定により読み替えられた同条第二十二項第六号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十七号

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第五条の規定に基づき、平成二十二年度の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものを定める告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成二十二年度の空港法第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものを定める告示

平成二十二年度の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものを定める告示

平成二十二年度の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものを定める告示

平成二十二年度の空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港であって空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行の際現に同法第一条の規定による改正前の空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおける空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものを定める告示

○国土交通省告示第二百八十八号

鹿児島空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　鹿児島空港　鹿児島県霧島市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成九年運輸省告示第三百三十二号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百八十七万七千百四平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を霧島市役所及び大阪航空局鹿児島空港事務所において縦覧に供する。

別図　鹿児島空港

